



青森地方最低賃金審議会の意見に関する公示

青森労働局一般公示第18号

令和7年10月21日青森地方最低賃金審議会から青森県鉄鋼業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第3項の規定において準用する同法第11条第1項に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、青森県の区域内で鉄鋼業（高炉による製鉄業、表面処理鋼材製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第15条第3項において準用する同法第11条第2項及び同法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条の規定に基づき令和7年11月5日までに青森労働局長あて（青森市新町2丁目4番25号青森合同庁舎内）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和7年10月21日

青森労働局長 角井 伸一

記

青森県鉄鋼業最低賃金の改正決定に係る青森地方最低賃金審議会の意見の要旨

青森県鉄鋼業最低賃金を次のように定めること。

1 適用する地域

青森県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で鉄鋼業（高炉による製鉄業、表面処理鋼材製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,109円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月21日